

# 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」 (放射性物質汚染対処特措法) の概要

平成 23 年 12 月 13 日  
(社) リース事業協会

## 1. 目的

この法律は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

本法律は、議員立法で制定され、平成 23 年 8 月 30 日公布、一部の規定は公布日から施行、平成 24 年 1 月 1 日から完全施行される。

## 2. 定義

### (1) 「廃棄物」

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。

### (2) 「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の用語の意義による。

### (3) 「対策地域」

その地域内で検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域をいう（環境大臣の指定）。

## 3. 責務

(1) 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

(3) 関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者）は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないものとする。

(4) 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

(5) 国民は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対

処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

#### 4. 基本方針の策定

環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、関係行政機関の長と協議して、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする（平成23年11月11日策定）。

#### 5. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

##### (1) 対策地域内廃棄物

国が、対策地域内廃棄物処理計画（環境省が関係省庁と協議、関係地方公共団体の長の意見を聴いて定める。）に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行う。

なお、対策地域内廃棄物であつて事故由来放射性物質に汚染されていないものについては、廃棄物処理法が適用されない。

##### (2) 指定廃棄物

###### ①水道事業者等

一定の水道事業者、下水道管理者、廃棄物処理施設の設置者等は、汚泥等の廃棄物の汚染状況について調査し、その結果を環境大臣に報告する。

その結果により、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める廃棄物を指定し、国が収集、運搬、保管及び処分を行う。

###### ②占有者

占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対し、指定申請することができる。

環境大臣の指定を受けた廃棄物は、国が収集、運搬、保管及び処分を行う。

##### (3) 上記以外の廃棄物

廃棄物処理法が適用されるが、処理を行う場合に「特定一般廃棄物」、「特定産業廃棄物」として、廃棄物の処理基準に加えて、環境省令で定める基準に従い、処理を行わなければならない。

※本法により、廃棄物処理法の廃棄物の定義規定（第2条第1項）について、「当分の間」、次のとおり改正される（平成24年1月1日以降）。 下線部：改正部分

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第1条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第13条第1項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第19条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。）を除く。）をいう。

## 6. 罰則等

### (1) 汚染廃棄物等の投棄禁止

何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）を捨ててはならない。

⇒5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人については3億円以下の罰金）

### (2) 特定廃棄物の焼却の禁止等

何人も、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）について、指定する方法以外で焼却してはならないものとする。

国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないものとする。

⇒5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人については3億円以下の罰金）

### (3) 報告徴収・立入検査

環境大臣は、指定廃棄物の保管者、特定廃棄物の収集・運搬・保管・処分を行った者その他の関係者等から必要な報告を求めるとともに、立入検査ができる。

⇒30万円以下の罰金

### (4) 措置命令

特定廃棄物の収集・処分等が環境省令で定める基準に適合しない場合等に必要な措置を命じることができる。

⇒1年以下の懲役又は1百万円以下の罰金

以上